

平成 27 年度 川崎医学会 評議員会兼 会員総会

日 時：平成 27 年 8 月 1 日(土) 11：27
場 所：校舎棟 M-800

議 事

1. 会長挨拶 福永会長

2. 審議事項
 - 1) 会則の改訂、および諸規定策定について 大槻運営委員長
 - 2) 人事について 大槻運営委員長
 - 3) 会計並びに会計監査 佐々木委員
 - (1) 平成 26 年度決算（案）について
 - (2) 平成 27 年度予算（案）について
 - 4) 川崎医学会賞 大槻運営委員長
 - (1) 研究奨励賞
 - (2) 医学会誌論文賞 選考経過報告および結果

3. 報告事項 大槻編集委員長
 - 1) 機関誌
 - (1) 川崎医学会誌
 - (2) Kawasaki Medical Journal
 - (3) 教養篇
 - 2) 講演会に関する報告 山内委員
 - (1) 昨年度の状況報告
 - (2) 今年度の予定

4. その他

現在	改定案	注釈 → 諸規定にて掲載する項目
第 1 章 総則		
第 1 条 本会は、川崎医学会と称する。	英語名を附記する。 本会は、川崎医学会 (Kawasaki Medical Society) と称する。	
第 2 条 本会の事務所を川崎医科大学内におく。		• 本会の事務は、中央教員秘書室担当者がその任を果たす。
第 2 章 目的および事業		
第 3 条 本会は、医学の研究を奨励し、会員相互の学識を高め、医学の進歩に貢献することを目的とする。		
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 機関誌の発行 (2) 学術講演会の開催 (3) 川崎医科大学学術集会を共催 (4) 川崎医学会賞の授与 (5) 会員総会、評議員会を開催 (6) その他必要な事業		
第 3 章 会員		
第 5 条		
1 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員に区分する。		
2 正会員は、次に掲げる者とする。 (1) 川崎医科大学および附属病院、附属川崎病院の教員、レジデント、研修医 (2) 川崎医科大学大学院生 (3) 川崎医療福祉大学、川崎医療短期大学および川崎リハビリテーション学院の教員もしくは医師で、本会に入会を希望する者 (4) その他、会員の推薦により評議員会で入会を認められた者		• 川崎医科大学退職後、学校法人川崎学園内関連施設に就業した者については、継続して会員資格を有するものとする。 • 川崎医科大学退職後、上記に該当しない者は、退職時に会員継続の意思を確認し、意思があれば、継続して会員資格を有するものとする。
3 名誉会員は、功労のあった会員とする。また名誉会員は、役員には就かないこととする。		• 2014 年度より名誉会員を設ける。 • 名誉会員は、川崎医科大学定年退職者で、学校法人川崎学園関連施設に就業しない者とする。 • 川崎医科大学定年退職者で、継続して就業した場合には、学校法人川崎学園を退職する際に、名誉会員の資格を取得する。
4 賛助会員は、本学会の目的および事業に賛同する学協会・企業・団体とし、運営委員会による審査、評議員会・総会による承認を経て、賛助会員となる。		

第4章 役員		
第6条 本会に次の役員をおく		
(1) 会長1名：川崎医科大学学長を推す。 (2) 副会長若干名：川崎医科大学副学長を推す。 (3) 運営委員長若干名：川崎医科大学医学会担当教員を推す。 (4) 評議員若干名：総会で選出する。 (5) 運営委員若干名：評議員の中から互選する。 (6) 編集委員長1名：運営委員長が指名する。 (7) 編集委員若干名：編集委員長が委嘱する。 (8) 監事2名：会長が、委嘱する。		<ul style="list-style-type: none"> 役員以外の運営委員は、川崎医学会庶務担当、機関誌担当、講演会担当ならびに会計担当評議員を選出する。 これらの担当は、会長が委嘱する。 評議員は運営委員とともに、原則として各教室の教授を選出する。 特任教授（寄附講座含む）に於いては、特定の教室の所属が明白な場合に評議員として選出する。 寄附講座特任教授の場合、寄附講座の終了を以て、特任教授としての評議員職も終了とする。
第7条 会長と副会長の任期は、川崎医科大学学長および副学長の任期と同じとする。評議員および監事の任期は、2年とし再任を妨げない。	第7条 会長と副会長の任期は、川崎医科大学学長および副会長の任期と同じとする。その他役員の任期は、2年とし再任を妨げない。	<ul style="list-style-type: none"> 役員の任期は、西暦奇数年を1年目とする。
第8条 役員は、次の事務を分掌する		
(1) 会長は、本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、かつ、会長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) 運営委員長は、本会の業務の実践について、企画運営を行う。 (4) 運営委員は、庶務、会計、講演会など本会の会務を分担する。 (5) 評議員は、本会の会務について審議する。 (6) 機関誌 編集委員長ならびに編集委員は、機関誌の編集・発刊に関する業務を行う。 (7) 監事は、本会の業務の執行状況および会計について監査する。また幹事は本会の他の役職には就けない。	<p>（「機関誌」を削除）</p> <p>(6) 編集委員長ならびに編集委員は、機関誌の編集・発刊に関する業務を行う。</p>	

第5章 会議		
第9条		
1 会員総会は、年1回会長が招集し、業務報告、会計決算、予算案、役員を選出などを審議する。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。	(別項とする)	
2 会員総会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> 会員総会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。
	2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。	
第10条		
1 評議員会は、会長、副会長および評議員で構成し、会員総会の前に会長が招集する。また、臨時評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。	(別項とする)	
2 評議員会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。
	2 臨時評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。	
第11条 運営委員会は、会長、副会長および運営委員で構成し、必要に応じて会長が召集する。		
第12条		
1 総会の議長は、総会での互選により決める。評議員会および運営委員会の議長は運営委員長があたる。		
2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決める。但し、総会において会則の改訂、予算、決算などの重要な事項に関しては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。		

第6章 会計		
第13条		
1 本会の経費は、年会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	(別項とする) (2を3に)	
2 会費を2年以上滞納した会員は、脱会したものとみなす。	2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	
	3 会費を2年以上滞納した会員は、脱会したものとみなす。	
第14条		
1 正会員の年会費は、8,000円とする。 2 賛助会員は、年会費50,000円とする。 3 名誉会員は、年会費を免除する。 4 納入された会費は、返却しない。 5 毎年8月(学術集会開催)以降に入会(川崎医大に就職)した会員は、当該年度の会費を免除する。	2 賛助会員の年会費は、50,000円とする。 (文言の修正)	• 毎年8月(学術集会開催)以降に入会(川崎医大に就職)した会員は、当該年度の会費を免除する。

第7章 機関誌		
第15条		
1 本会は、機関誌として川崎医学会誌、Kawasaki Medical Journal および川崎医学会誌一般教養篇を発行する。 2 機関誌編集委員会は、春季ならびに秋季に編集委員会を開催する。 3 投稿論文に関してはピアレビュー制度をもって査読を行い、採否を決定する。 4 教養編については、投稿希望者による概要の発表会をもって、採否を決定する。 5 編集委員会にて、川崎医学会論文賞候補を決定し、運営委員会に答申する。	<ul style="list-style-type: none"> * 項の和文の2誌に、英語名を付記する。 * 項の「川崎医学会誌一般教養篇」を「川崎医学会誌 一般教養篇」と記す。 * 「4」、「5」項を削除 * 一般教養篇についても、2015年度より、ピアレビューを試行的に開始する。 * 賞の決定は、賞の項で明示する。 <p>1 本会は、機関誌として川崎医学会誌(KAWASAKI IGAKKAI SHI)、Kawasaki Medical Journal および川崎医学会誌 一般教養篇(KAWASAKI IGAKKAI SHI LIBERAL ARTS & SCIENCES)を発行する。 2 機関誌編集委員会は、春季ならびに秋季に編集委員会を開催する。 3 投稿論文に関してはピアレビュー制度をもって査読を行い、採否を決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 投稿規定は、WEB上に掲載する。 • 掲載料等は以下のごとくする。 <ul style="list-style-type: none"> * 投稿料：無料 * 掲載料：刷り上がり15頁までは無料、それ以上は1頁2,000円 * カラー図譜：無料 * 掲載論文は、PDFにて著者に届ける(無料)。印刷された別刷が必要な場合は30部まで無料とし、それを超えるものについては有料とする。 • 発刊は川崎医学会 WEBでの on lineにてPDF版の出版とする。ただし、川崎医学会からの寄贈、個人会員からの冊子体要望には可能な限り対応する。 • 川崎医学会誌および KMJ は年2号の発刊、一般教養篇は年1号の発刊とする。 • 機関誌掲載論文は国立情報研究所 CiNii ならびに医学中央雑誌に掲載される。 • 機関誌掲載論文メディカルオンライン社のデータベースにも掲載される。 • 2015年2号掲載分より、受理後、印刷形式が確定すれば、随時、可及的速やかに WEB 上で発刊し、著者に PDF 版および紙媒体別刷を届ける。 • 発刊のメールアラートについては、当該号の全掲載論文の on line 出版後に登録者に通知する。 • 一般教養篇については、申込締切を6月末と設定した投稿申込書を5月に会員に配布する。申込者の投稿締切を8月末としピアレビューの上、12月発刊とする。 • ピアレビューのマニュアルについては、別に定める。 • 機関誌への投稿論文が学位申請論文に相当する場合、甲号申請者からの投稿については、当該年度の7月末まで、乙号申請者からの投稿については、前年度の3月末までを投稿の締切とする。 • 学位申請論文の投稿締切については投稿規定に明記する。 • 投稿締切までに投稿された学位申請論文に対しては、川崎医学会編集委員会として、3か月以内に採否を決定する。 • 学位申請論文の投稿締切以降に投稿された場合に、当該論文の採否の決定が学位申請締切日程を超過する可能性を投稿者に伝達する。

第8章 学術講演会		
第16条		
<p>1 本会は、会員の学術研究の向上、相互研修の目的で、学術講演会を開催する。</p> <p>2 講演会運営の詳細あるいは経費などについては、別に定める。</p> <p>3 講演会担当運営委員が、その企画運営の実践にあたる。</p>	<p>(2. の「別途定める」については、WEB上で設定していたた、内規に明記する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会の申込は、川崎医学会 WEB にて実施する。 • 申請者は以下の項目を入力する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 申請者情報 2) 講師情報開催候補日時（申請日より6週間以降の複数日時） 3) 講演タイトル 4) 当日の準備・片付けへの参加職員の確保 5) 出席者20名以上の参加の見込みの了承。 • 申請者への依頼事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 対象者が川崎医学会会員であること。ただし、学生の聴講は歓迎すること。 2) 会場は原則として図書館小講堂であること。ただし、附属川崎病院においてはこの限りではない。 3) 講師の宿泊（1泊分）ならびに国内交通費、また謝金については川崎医学会にて負担すること。 4) その他、変更・取消などの連絡 • 講師の許可を得た講演は会員限定で、図書館にてビデオ試聴が可能である。 • 川崎医科大学（松島）あるいは附属川崎病院（岡山）では1週間前までの申込にて、TV会議システムで、試聴可能とする。
第9章 川崎医科大学学術集会の共催		
第17条		
<p>1 本会は、川崎医科大学学術集会を共催し、その活性化に寄与する。</p> <p>2 学術集会時に、評議員会、会員総会を開催する。</p> <p>3 学術集会時に、川崎医学会賞受賞者の講演を実施する。</p> <p>4 その他、学術集会の円滑な運営に協力する。</p>		

第10章 川崎医学会賞の授与		
第18条		
<p>1 本会に川崎医学会賞を設ける。</p> <p>2 医学会賞には奨励賞と論文賞を設け、規定の詳細は別に定める。</p> <p>3 奨励賞は、自他薦による公募を行い、川崎医科大学研究委員会に候補者の選定を委嘱する。また論文賞は、本会機関誌の掲載論文を対象として、機関誌編集委員会が対象論文候補を選定する。両会の上申を受け、川崎医学会運営委員会にて、決定する。</p> <p>4 川崎医科大学学術集会において授賞式を執行し、受賞講演を実施する。</p>	<p>3を分ける</p> <p>3 奨励賞は、自他薦による公募を行い、川崎医科大学研究委員会に候補者の選定を委嘱する。</p> <p>4 論文賞は、本会機関誌の掲載論文を対象として、機関誌編集委員会が対象論文候補を選定する。両会の上申を受け、川崎医学会運営委員会にて、決定する。</p> <p>5 川崎医科大学学術集会において授賞式を執行し、受賞講演を実施する。</p>	
第11章 事務		
第19条		
<p>本会の事務は、川崎医科大学事務部中央教員秘書室で行う。</p>	<p>(新たに会則の変更について章を設ける)</p> <p>第11章 会則の改訂</p> <p>第19条</p> <p>本会則の改訂は、総会の承認を要する。</p>	

附則 ← 附則について西暦年表示とする。

この会則は、昭和50年3月12日から施行する。

昭和51年12月8日改訂 昭和52年7月13日改訂 昭和54年5月23日改訂 昭和58年6月21日改訂 昭和59年6月20日改訂

昭和60年6月26日改訂 昭和62年6月10日改訂 平成3年6月12日改訂 平成6年11月30日改訂 平成21年7月29日改訂

平成25年8月3日改訂 平成26年8月2日改訂 **2015年8月1日改訂**

(新)川崎医学会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、川崎医学会（Kawasaki Medical Society）と称する。。

第2条 本会の事務所を川崎医科大学内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、医学の研究を奨励し、会員相互の学識を高め、医学の進歩に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌の発行
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 川崎医科大学学術集会を共催
- (4) 川崎医学会賞の授与
- (5) 会員総会、評議員会を開催
- (6) その他必要な事業

第3章 会員

第5条

- 1 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員に区分する。
- 2 正会員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 川崎医科大学および附属病院、附属川崎病院の教員、レジデント、研修医
 - (2) 川崎医科大学大学院生
 - (3) 川崎医療福祉大学、川崎医療短期大学および川崎リハビリテーション学院の教員もしくは医師で、本会に入会を希望する者
 - (4) その他、会員の推薦により評議員会で入会を認められた者
- 3 名誉会員は、功勞のあつた会員とする。また名誉会員は、役員には就かないこととする。
- 4 賛助会員は、本学会の目的および事業に賛同する学協会・企業・団体とし、運営委員会による審査、評議員会・総会による承認を経て、賛助会員となる。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく

- (1) 会長1名：川崎医科大学学長を推す。
- (2) 副会長若干名：川崎医科大学副学長を推す。
- (3) 運営委員長若干名：川崎医科大学医学会担当教員を推す。
- (4) 評議員若干名：総会で選出する。
- (5) 運営委員若干名：評議員の中から互選する。
- (6) 編集委員長1名：運営委員長が指名する。
- (7) 編集委員若干名：編集委員長が委嘱する。
- (8) 監事2名：会長が、委嘱する。

第7条 会長と副会長の任期は、川崎医科大学学長および副学長の任期と同じとする。その他役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- (1) 会長は、本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、かつ、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員長は、本会の業務の実践について、企画運営を行う。
- (4) 運営委員は、庶務、会計、講演会など本会の会務を分担する。
- (5) 評議員は、本会の会務について審議する。
- (6) 編集委員長ならびに編集委員は、機関誌の編集・発刊に関する業務を行う。
- (7) 監事は、本会の業務の執行状況および会計について監査する。また幹事は本会の他の役職には就けない。

第8条 役員は、次の事務を分掌する

- (1) 会長は、本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、かつ、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員長は、本会の業務の実践について、企画運営を行う。
- (4) 運営委員は、庶務、会計、講演会など本会の会務を分担する。
- (5) 評議員は、本会の会務について審議する。
- (6) 編集委員長ならびに編集委員は、機関誌の編集・発刊に関する業務を行う。
- (7) 監事は、本会の業務の執行状況および会計について監査する。また幹事は本会の他の役職には就けない。

第5章 会議

第9条

- 1 会員総会は、年1回会長が招集し、業務報告、会計決算、予算案、役員の選出などを審議する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとときに開催する。

第10条

- 1 評議員会は、会長、副会長および評議員で構成し、会員総会の前に会長が招集する。
- 2 臨時評議員会は、会長が必要と認めたとときに開催する。

第11条 運営委員会は、会長、副会長および運営委員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

第12条

- 1 総会の議長は、総会での互選により決める。評議員会および運営委員会の議長は運営委員長があたる。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決める。但し、総会において会則の改訂、予算、決算などの重要な事項に関しては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会計

第13条

- 1 本会の経費は、年会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会費を2年以上滞納した会員は、脱会したものとみなす。

第14条

- 1 正会員の年会費は、8,000円とする。
- 2 賛助会員の年会費は、50,000円とする。
- 3 名誉会員は、年会費を免除する。
- 4 納入された会費は、返却しない。

第7章 機関誌

第15条

- 1 本会は、機関誌として川崎医学会誌 (KAWASAKI IGAKKAI SHI), Kawasaki Medical Journal および川崎医学会誌 一般教養篇 (KAWASAKI IGAKKAI SHI LIBERAL ARTS & SCIENCES) を発行する。
- 2 機関誌編集委員会は、春季ならびに秋季に編集委員会を開催する。
- 3 投稿論文に関してはピアレビュー制度をもって査読を行い、採否を決定する。

第8章 学術講演会

第16条

- 1 本会は、会員の学術研究の向上、相互研修の目的で、学術講演会を開催する。
- 2 講演会運営の詳細あるいは経費などについては、別に定める。
- 3 講演会担当運営委員が、その企画運営の実践にあたる。

第9章 川崎医科大学学術集会の共催

第17条

- 1 本会は、川崎医科大学学術集会を共催し、その活性化に寄与する。
- 2 学術集会時に、評議員会、会員総会を開催する。
- 3 学術集会時に、川崎医学会賞受賞者の講演を実施する。
- 4 その他、学術集会の円滑な運営に協力する。

第10章 川崎医学会賞の授与

第18条

- 1 本会に川崎医学会賞を設ける。
- 2 医学会賞には奨励賞と論文賞を設け、規定の詳細は別に定める。
- 3 奨励賞は、自他薦による公募を行い、川崎医科大学研究委員会に候補者の選定を委嘱する。また論文賞は、本会機関誌の掲載論文を対象として、機関誌編集委員会が対象論文候補を選定する。両会の上申を受け、川崎医学会運営委員会にて、決定する。
- 4 川崎医科大学学術集会において授賞式を執行し、受賞講演を実施する。
(新たに会則の変更について章を設ける)

第11章 会則の改訂

第19条

本会則の改訂は、総会の承認を要する。

この会則は、1975年 3月12日から施行する。

1976年 12月 8日改訂
1977年 7月 13日改訂
1979年 5月 23日改訂
1983年 6月 21日改訂
1984年 6月 20日改訂
1985年 6月 26日改訂
1987年 6月 10日改訂
1991年 6月 12日改訂
1994年 11月 30日改訂
2009年 7月 29日改訂
2013年 8月 3日改訂
2014年 8月 2日改訂
2015年 8月 1日改訂

川崎医学会 諸規定

本諸規定においては、「川崎医学会会則」に掲げない学会運営に関連する事項を定める。

【1. 学会運営諸規定】

1. 本会の事務は、中央教員秘書室担当者がその任を果たす。

【2. 会員諸規定】

1. 川崎医科大学退職後、学校法人川崎学園内関連施設に就業した者については、継続して会員資格を有するものとする。
2. 川崎医科大学退職後、上記に該当しない者は、退職時に会員継続の意思を確認し、意思あれば、継続して会員資格を有するものとする。
3. 2014年度より名誉会員を設ける。
4. 名誉会員は、川崎医科大学定年退職者で、学校法人川崎学園関連施設に就業しない者とする。
5. 川崎医科大学定年退職者で、継続して就業した場合には、学校法人川崎学園を退職する際に、名誉会員の資格を取得する。

【3. 役員諸規定】

1. 役員以外の運営委員は、川崎医学会庶務担当、機関誌担当、講演会担当ならびに会計担当評議員を選出する。
2. これらの担当は、会長が委嘱する。
3. 評議員は運営委員とともに、原則として各教室の教授を選出する。
4. 特任教授（寄附講座含む）に於いては、特定の教室の所属が明白な場合に評議員として選出する。
5. 寄附講座特任教授の場合、寄附講座の終了を以て、特任教授としての評議員職も終了とする。
6. 役員の任期は、西暦奇数年を1年目とする。

【4. 会議諸規定】

1. 会員総会は、共催する川崎医科大学学術集会時に実施する。
2. 評議員会は、共催する川崎医科大学学術集会時に実施する。

【5. 会費諸規定】

1. 毎年8月（学術集会開催）以降に入会（川崎医大に就職）した会員は、当該年度の会費を免除する。

【6. 機関誌諸規定】

1. 投稿規定は、WEB 上に掲載する。
2. 掲載料等は以下のごとくする。
 - 1) 投稿料：無料
 - 2) 掲載料：刷り上がり 15 頁までは無料、それ以上は 1 頁 2,000 円
 - 3) カラー図譜：無料
 - 4) 掲載論文は、PDF にて著者に届ける（無料）。印刷された別刷が必要な場合は 30 部まで無料とし、それを超えるものについては有料とする。
3. 発刊は川崎医学会 WEB での on line にて PDF 版の出版とする。ただし、川崎医学会からの寄贈、個人会員からの冊子体要望には可能な限り対応する。
4. 川崎医学会誌および KMJ は年 2 号の発刊、一般教養篇は年 1 号の発刊とする。
5. 機関誌掲載論文は国立情報研究所 CiNii ならびに医学中央雑誌に掲載される。
6. 機関誌掲載論文メディカルオンライン社のデータベースにも掲載される。
7. 2015 年 2 号掲載分より、受理後、印刷形式が確定すれば、随時、可及的速やかに WEB 上で発刊し、著者に PDF 版および紙媒体別刷を届ける。
8. 発刊のメールアラートについては、当該号の全掲載論文の on line 出版後に登録者に通知する。
9. 一般教養篇については、申込締切を 6 月末と設定した投稿申込書を 5 月に会員に配布する。申込者の投稿締切を 8 月末としピアレビューの上、12 月発刊とする。
10. ピアレビューのマニュアルについては、別に定める。
11. 機関誌への投稿論文が学位申請論文に相当する場合、甲号申請者からの投稿については、当該年度の 7 月末まで、乙号申請者からの投稿については、前年度の 3 月末までを投稿の締切とする。
12. 学位申請論文の投稿締切については投稿規定に明記する。
13. 投稿締切までに投稿された学位申請論文に対しては、川崎医学会編集委員会として、3 か月内に採否を決定する。
14. 学位申請論文の投稿締切以降に投稿された場合に、当該論文の採否の決定が学位申請締切日程を超過する可能性を投稿者に伝達する。

【7. 講演会諸規定】

1. 講演会の申込は、川崎医学会 WEB にて実施する。
2. 申請者は以下の項目を入力する。
 - 1) 申請者情報
 - 2) 講師情報開催候補日時（申請日より 6 週間以降の複数日時）
 - 3) 講演タイトル
 - 4) 当日の準備・片付けへの参加職員の確保
 - 5) 出席者 20 名以上の参加の見込みの了承。
3. 申請者への依頼事項
 - 1) 対象者が川崎医学会会員であること。ただし、学生の聴講は歓迎すること。
 - 2) 会場は原則として図書館小講堂であること。ただし、附属川崎病院においてはこの限りではない。
 - 3) 講師の宿泊（1 泊分）ならびに国内交通費、また謝金については川崎医学会にて負担すること。
 - 4) その他、変更・取消などの連絡
4. 講師の許可を得た講演は会員限定で、図書館にてビデオ試聴が可能である。
5. 川崎医科大学（松島）あるいは附属川崎病院（岡山）では 1 週間前までの申込にて、TV 会議システムで、試聴可能とする。

【8. 本諸規定の改訂】

1. 本諸規定の改訂には運営委員会の承認を要する。

附則

この会則は、2015 年 8 月 1 日から施行する。

平成27年度川崎医学会役員名簿(案)

会長 福永仁夫
副会長 砂田芳秀, 柏原直樹
運営委員会 運営委員長: 大槻剛巳
機関誌担当: 尾内一信, 西村泰光
講演会担当: 瀧川奈義夫, 黒川勝己
会計担当: 原田 保, 佐々木 環
庶務担当: 植村貞繁, 橋本 謙
監事(会計監査) 青木省三, 五十嵐英哉

評議員

学内

青山裕美	秋定 健	阿部信寛	伊東克能	石原克彦	石原武士	稲川喜一	植村貞繁	上村史朗	氏家良人	宇野昌明	尾内一信	大熊誠太郎
大槻剛巳	岡三喜男	沖本二郎	荻野隆光	小野成紀	加来浩平	柏原直樹	片山 浩	勝山博信	金藤秀明	河本博文	川本 豊	岸 文雄
桐生純一	杭ノ瀬昌彦	草地省蔵	栗林 太	紅林淳一	黒川勝己	五藤恵次	小松原一正	齋藤峰輝	佐々木環	定平吉都	椎野泰和	塩田 充
塩谷昭子	下屋浩一郎	杉原 尚	砂田芳秀	曾根照喜	園尾博司	高尾俊弘	瀧川奈義夫	種本和雄	椿原彰夫	寺田喜平	樋田一徳	通山 薫
猶本良夫	永井 敦	中田昌男	中塚秀輝	中野貴司	中村隆文	難波良文	西村泰光	西松伸一郎	濃野 勉	橋本 謙	長谷川健二郎	長谷川徹
長谷部聡	畠 二郎	花山耕三	濱崎周次	春間 賢	原田 保	日野啓輔	平井敏弘	平塚純一	藤田喜久	藤本 亘	堀尾武史	三木淳司
三谷 茂	宮本 修	宗 友厚	毛利 聡	守田吉孝	森谷卓也	八木田佳樹	泰山浩司	山内 明	山口佳之	山辻知樹	和田秀穂	

学外

角田 司 伊勢真樹 佐々木和信 名木田恵理子

機関誌編集委員会

編集委員長	大槻剛巳
編集副委員長	宗 友厚
庶務担当	尾内一信 西村泰光
編集委員	伊東克能 種本和雄 通山 薫 日野啓輔 平塚純一 宇野昌明 栗林 太 寺田喜平 宮本 修 堀尾武史 泰山浩司(教養篇担当)

川崎医学会賞について

研究奨励賞: 大学・研究委員会より

岩下 美里 先生

対象論文: Systematic profiling of spatiotemporal tissue and cellular stiffness in the developing brain.
Development 141: 3793-3798, 2014

黒瀬 浩史 先生

対象論文: Increase in Activated Treg in TIL in Lung Cancer and In Vitro Depletion of Treg by ADCC Using an Antihuman CCR4 mAb (KM2760)
Journal of Thoracic Oncology 10: 74-83, 2015

医学会誌論文賞: 医学会・編集委員会より

雑賀 太郎 先生

対象論文: Eosinophils facilitate antigen-specific T-cell proliferation and aggravate antigen-induced arthritis.
Kawasaki Medical Journal 40: 13-22, 2013

蛭川 英典 先生

対象論文: 肥満糖尿病モデルdb/db マウスにおけるDPP-4 阻害薬とチアゾリジン誘導体の併用による相加的膵β細胞保護作用とその分子機構
川崎医学会誌 40: 13-26, 2014

平成26年刊行状況

巻・号		川医誌40-1	KMJ40-1	川医誌40-2	KMJ40-2	川医誌 40巻補遺号
当該最終論文 受理日		H26.1.9	H25.12.24	H26.9.22	H26.11.12	/
納品日		H26.6.25	H26.6.25	H26.12.17	H26.12.17	H26.6.25
論文 編数	総説	0	0	0	1	
	原著	3	5	3	2	
	症例報告	3	0	7	2	
	その他	2 [※]	0	0	0	
	計	8	5	10	5	

※ 最終講義 1篇、Morning Case Conference 1篇

平成27年刊行状況

平成27年7月16日現在

巻・号		川医誌41-1	KMJ41-1	川医誌41-2		KMJ41-2		川医誌 41巻補遺号
当該最終論文 受理日				受理済 原稿	査読中	受理済 原稿	査読中	/
納品日		H27.7月末予定	H27.7月末予定					H27.7.20予定
論文 編数	総説	0	1	0	0	0	0	
	原著	4	2	1	0	0	2	
	症例報告	6	1	0	1	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	1	
	計	10	4	1	1	0	3	
進行状況				投稿待ち		投稿待ち		

川崎医学会講演会(平成26年度)

開催数 **合計41回**
(第287回～第327回〔第322回中止〕
受賞講演会含む)

内訳 学外講師 31回
学内講師 10回 (川崎医学会受賞講演会1回
新任教授講演会 9回)

参考：平成 25年度 32回
24年度 26回
23年度 28回
22年度 25回
21年度 14回

川崎医学会講演会(平成27年度)

開催および予定数
合計19回 7/16現在(第328回～第345回
受賞講演会含む)

内訳 学外講師 14回
学内講師 5回 (川崎医学会講演会 1回
新任教授講演会 4回)